幼児期の学校教育・保育の充実

【幼保支援課】

資料2

1 教育・保育施設の需給の状況

	Ｈ３０計画値（中間見直し後）		Ｈ３０実績値（4/1時点）		Ｒ１計画値（中間見直し後）	
	量の見込み	確保方策	ニーズ量	確保方策	量の見込み	確保方策
１号認定	3,320	4,405	2,856	4,287	3,260	4,407
２号認定	12,544	14,960	12,458	14,542	12,254	14,936
３号認定（1･2歳児）	7,463	8,398	7,442	8,241	7,339	8,415
３号認定（0歳児）	2,130	2,236	1,096(※)	2,085	2,089	2,277

※0歳児については、途中入所が多いため、年度当初の人数は計画値を大きく下回っているが、年度末には計画値と大きな差がない状況

《評価（総括）》

・１～３号認定（H30）のニーズ量は、計画値を上回ることはなく、数値上は確保が可能となっている。

・H30.4.1時点で就学前児童の79.3%が保育所・幼稚園等の施設を利用している。入所の低年齢化が進んでいるため、年度途中の特に低年齢の入所ニーズに応えていく必要がある。

2 認定こども園の推移

類型別	Ｈ２７年度		Ｈ２８年度		Ｈ２９年度		Ｈ３０年度		Ｒ１年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	4/1時点
幼保連携型認定こども園	9	9	15	9	15	13	15	13	15	15
幼稚園型認定こども園	11	11	14	15	14	13	14	13	14	13
保育所型認定こども園	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6
地方裁量型認定こども園	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	27	27	36	32	37	34	37	34	37	36

《評価（総括）》

・認定こども園数については、ほぼ計画通りに進んでいる。

・保護者の就労等状況によらず、また教育・保育のニーズに柔軟に対応できる認定こども園の設置を引き続き推進していく。

3 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の人材確保と資質の向上

■特定教育･保育施設における保育教諭･保育士･幼稚園教諭の必要数と配置数　（必要数については、計画策定時の推計値）

	Ｈ３０年度必要数	H30.4.1配置数	Ｒ１年度必要数
保育教諭	71	226	69
保育士	3,393	3,335	3,335
幼稚園教諭	253	271	247
計	3,717	3,832	3,651

■教育センターが実施するステージ別研修の受講園の割合

	H28	H29	H30
所長･園長研修	38.5%	53.1%	60.3%
主任･教頭研修	47.2%	55.7%	62.2%
基礎研修	42.3%	44.0%	53.1%

《評価（総括）》

・人材確保については、配置数が計画策定時の必要数を上回り103.1%となっている。保育教諭は、幼保連携型認定こども園に配置される保育士と幼稚園教諭の両方の免許を有する者であるが、必要数より大幅に配置が進んでいる。

・保育者のキャリアステージ別研修への参加は進んでいる。

幼保支援課

保育所・幼稚園等の施設の状況

		R1年度（H31.4.1）			H30年度（H30.4.1）			差	
		国公立	私立	計①	国公立	私立	計②	①－②	
（1）保育所		129	111	240	135	111	246	▲ 6	廃止▲2 （→幼保連携型認定こども園） 休止▲4
（2）幼稚園	施設型給付	10	20	30	12	20	32	▲ 2	廃止▲2 （→幼保連携型認定こども園）
	新制度に移行しない	1	4	5	1	4	5	0	
	計	11	24	35	13	24	37	▲ 2	
（3）認定こども園	幼保連携型	8	7	15	6	7	13	2	新設2
	幼稚園型　※		13	13		13	13	0	
	保育所型　※		6	6		6	6	0	
	地方裁量型		2	2		2	2	0	
	計	8	28	36	6	28	34	2	
（4）地域型保育事業所	小規模保育A型	1	12	13	1	8	9	4	新設4 （うち3はへき地→小規模）
	小規模保育B型		9	9		8	8	1	新設1
	小規模保育C型		1	1		1	1	0	
	事業所内保育	1	6	7	1	6	7	0	
	家庭的保育		1	1		1	1	0	
	計	2	29	31	2	24	26	5	

※保育所及び幼稚園の欄にも計上あり。

【内訳】

（1）保育所

廃止	枝川保育園（いの町）
	吾北保育園（いの町）
休止	川登保育所（四万十市）
	本村保育所（四万十市）
	橋上保育園（宿毛市）
	沖ノ島保育園（宿毛市）

（2）幼稚園

廃止	枝川幼稚園（いの町）
	吾北幼稚園（いの町）

（3）認定こども園

新設	幼保連携型認定こども園　えだがわ（いの町）
	幼保連携型認定こども園　ごほく（いの町）

（4）地域型保育事業所

新設（小規模A）	清和かじか園（高知市）
	高知市かがみ保育園（高知市）
	高知市とさやま保育園（高知市）
	高知市とさやま保育園分園 久重保育園（高知市）
新設（小規模B）	ひだまり園（香南市）

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律について

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1．基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※　既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※　就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2．子育てのための施設等利用給付の創設

（1）対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設（※）、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※　認可外保育施設については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける（経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする）。

②支給要件　以下のいずれかに該当する子供であって市町村の認定を受けたものを対象とする。

- ３歳から５歳まで（小学校就学前まで）の子供
- ０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

（2）費用負担

- 本給付に要する費用は、原則、国が２分の１、都道府県が４分の１、市町村が４分の１を負担する。

※　令和元年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

（3）その他

- 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

令和元年１０月１日　（一部の規定については、公布の日から施行）

子ども・子育て支援新制度の概要　※下線部分が今回の改正部分

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援（第１条）

子ども・子育て支援給付（第８条）

子どものための教育・保育給付（第2章第3節、第3章第1節）

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※　幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型　保育所型　地方裁量型

幼稚園 3～5歳　保育所 0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付（第2章第4節、第3章第2節）

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

幼稚園<未移行>（第7条第10項第2号）

特別支援学校（第7条第10項第3号）

預かり保育事業（第7条第10項第5号）

認可外保育施設等（第7条第10項第4号、6号～8号）

- 認可外保育施設
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※　認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象（第7条第10項第1号）

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て支援事業（第4章）

地域の実情に応じた子育て支援

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業等
- 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 放課後児童クラブ

- 妊婦健診
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業（幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子どもの食材費（副食費）に対する助成（第59条第3号ロ））
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

仕事・子育て両立支援事業（第4章の2）

仕事と子育ての両立支援

- 企業主導型保育事業
  ⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）

- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
  ⇒繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

市町村主体　　国主体

子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像　※下線部分が今回の改正部分

○　子ども・子育て支援新制度において、市町村の「児童手当」、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」の実施に要する費用に対して、国・都道府県・企業等が支援を行う。
○　令和元年度における無償化の実施に要する費用について、子ども・子育て支援臨時交付金を交付する（交付税特会で経理。附則第15条）。

子ども・子育て支援給付（第8条）

児童手当等交付金（第8条、第2章第2節）

児童手当法等に基づく児童手当等の給付
【国：2/3、都道府県：1/6、市町村：1/6等】

子どものための教育・保育給付（第8条、第2章第3節、第3章第1節）

教育・保育給付認定子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等において特定教育・保育などを受けた場合の給付　【国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4等】

・施設型給付費・・幼稚園、保育所、認定こども園
　※公立幼稚園・保育所は市町村10/10

・地域型保育給付費・・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付（第8条、第2章第4節、第3章第2節）

施設等利用給付認定子どもが幼稚園（未移行）、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合の利用料の給付
【国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4】

・施設等利用費・・認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

子ども・子育て支援交付金（第4章）

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、病児保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業（幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子どもの食材費（副食費）に対する助成）等の地域子ども・子育て支援事業　【国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3】

仕事・子育て両立支援事業（第4章の2）

・企業主導型保育事業　【国10/10（事業主拠出金を原資）】
・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業　【国10/10（事業主拠出金を原資）】

＜国から都道府県・市町村への資金交付のイメージ＞

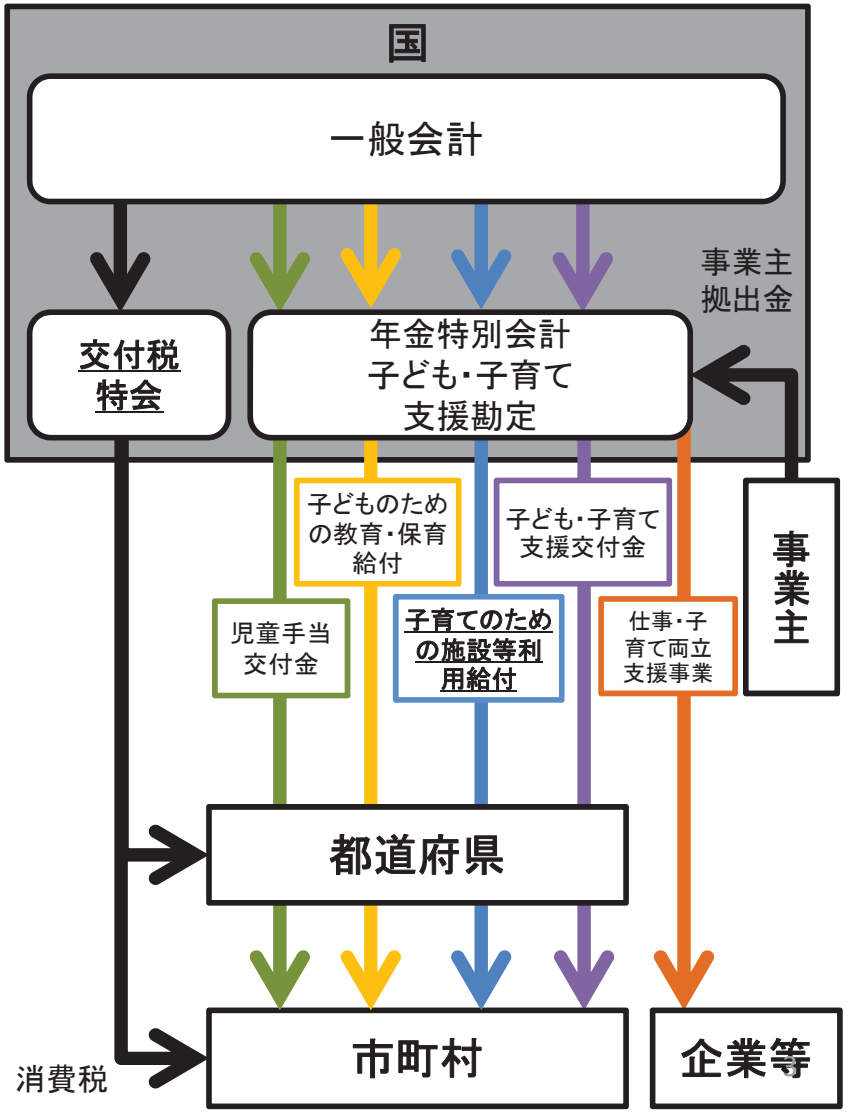

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う主な事務（イメージ）

○ 子どものための教育・保育給付の処理手法を施設等利用給付においても踏襲しつつ、市町村の負担軽減を図る。
○ 市町村は、施設等利用給付に係る特定子ども・子育て支援施設等の確認に関し、都道府県に対して必要な協力を求められるよう規定。

未移行幼稚園
認可外保育施設
預かり保育事業　等

・質に関する基準
・運営に関する基準
※例：利用料、実費の徴収、領収証（無償化の対象経費と対象外経費の区分等）の交付など

認可申請
届出等

指導監督

都道府県
等

施設等の情報、運営状況、
指導監督結果等の共有

市
町
村

確認

○対象施設等からの確認申請の受理・審査
※　施設等の所在地市町村が確認、確認の効力は全国有効。
※　既存の未移行幼稚園等については「確認」を行ったとみなす。

○対象施設等が、現行において各事業等を行う際に、
求めている基準と同様の内容を満たしているか確認
※　都道府県から共有される情報をもとに確認を行う。

○必要に応じて対象施設等の調査、勧告、支給の停止が可能

利用契約

利用者

認定

利用者の申請に基づき、施設等利用給付認定
※　保護者の居住市町村が認定。
※　既に２号認定を保有して認可外保育施設を
利用しているなどの場合、新たな認定は不要。

給付

利用者の申請に基づき施設等利用費の支給を行う
※　市町村の実情に応じ、現物給付と償還払いを選択できるよう配慮。
施設が代理受領する場合、施設に支給。

令和元年10月１日から

３歳から５歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※　0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

○　**幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する３歳から５歳までの全ての子供たち**の利用料が無償化されます。

- 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月１日から小学校入学前までの3年間です。
  （注）　幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
- 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますので、お住まいの市町村にご確認ください。

○　**０歳から２歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象**として利用料が無償化されます。

- さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

（注）年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

○　幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象**とされます。

（注）地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

※　待機児童解消の実現に向けては、「子育て安心プラン」に基づき、女性就業率80%に対応できる保育の受け皿（**2018年度～2020年度末までに約32万人分**）の整備を進めます。また、保育士等の処遇改善にも適切に取り組んでいます。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

○　無償化の対象となるためには、お住いの市町村から**「保育の必要性の認定」を受ける必要**があります。

（注）原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

○　幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

○　無償化の対象となるためには、お住いの市町村から**「保育の必要性の認定」を受ける必要**があります。

（注1）保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

（注2）「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

○　**３歳から５歳までの子供たちは月額3.7万円まで、０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円まで**の利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

○　**認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

（注1）認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

（注2）無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

○　**就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、３歳から５歳までの利用料が無償化**されます。

※　今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われることがないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めることとなっております。

問い合わせ先：〇〇市〇〇部〇〇課
TEL:〇〇ー〇〇〇〇ー〇〇〇〇　　MAIL：〇〇．〇〇．jp

幼児教育・保育の無償化の主な例

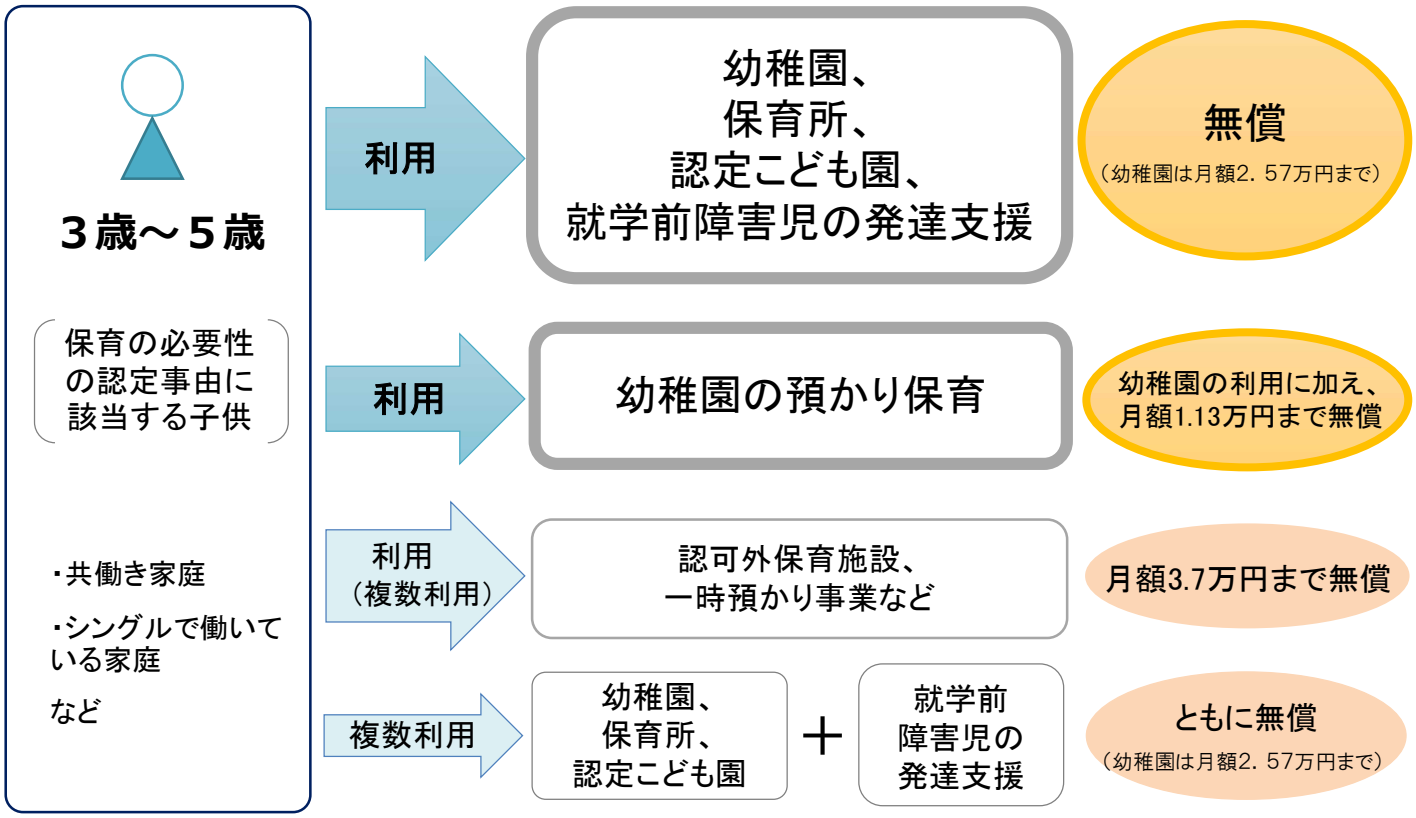

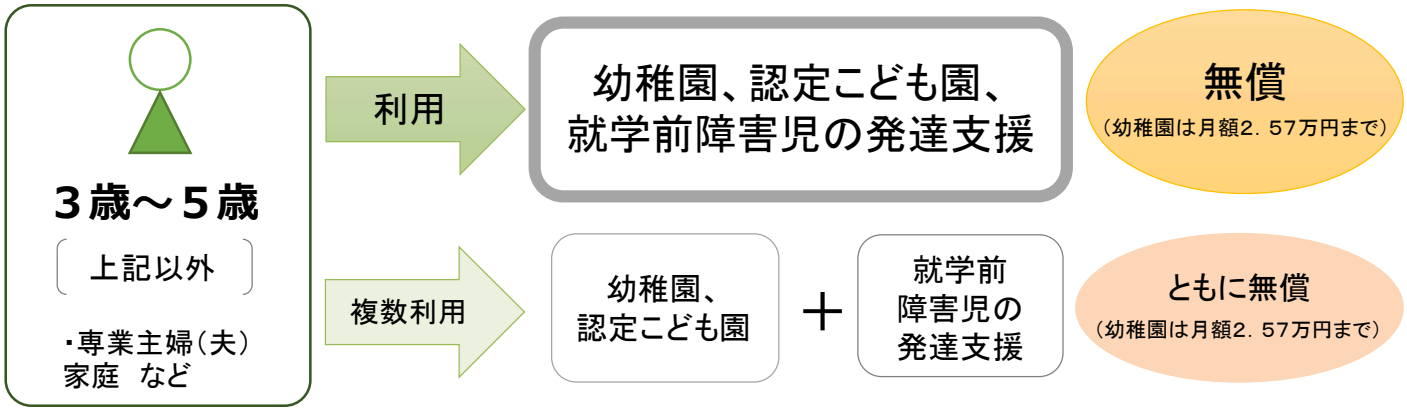

※　住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる（認可外保育施設の場合、月額4．2万円まで無償）。

（注1）幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

（注2）認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

（注3）例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も対象。

3～5歳児の保護者の皆様へ

10月から、保育料が無償化されます

○　2019年10月から、3～5歳のお子様については**保育料が無償化**されるため、市町村にお支払いいただく必要がなくなります。

○　**保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）については**、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**

（詳細は裏面をご覧ください。）

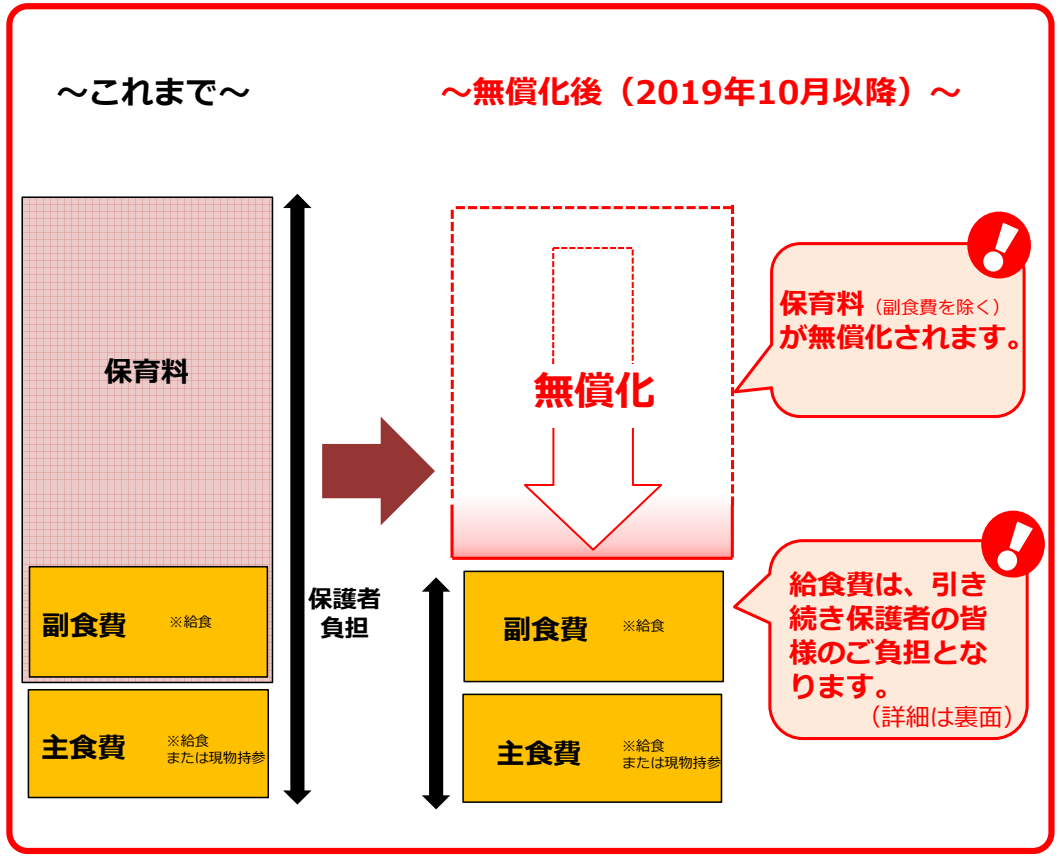

○　現在、3～5歳児の給食費分は、
　・**主食（お米など）分については直接、**
　・**副食（おかず）分については（保育料の一部として）市町村を通じて、**
保育所にお支払い、または現物を持参していただいております。

○　今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただくことになりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**

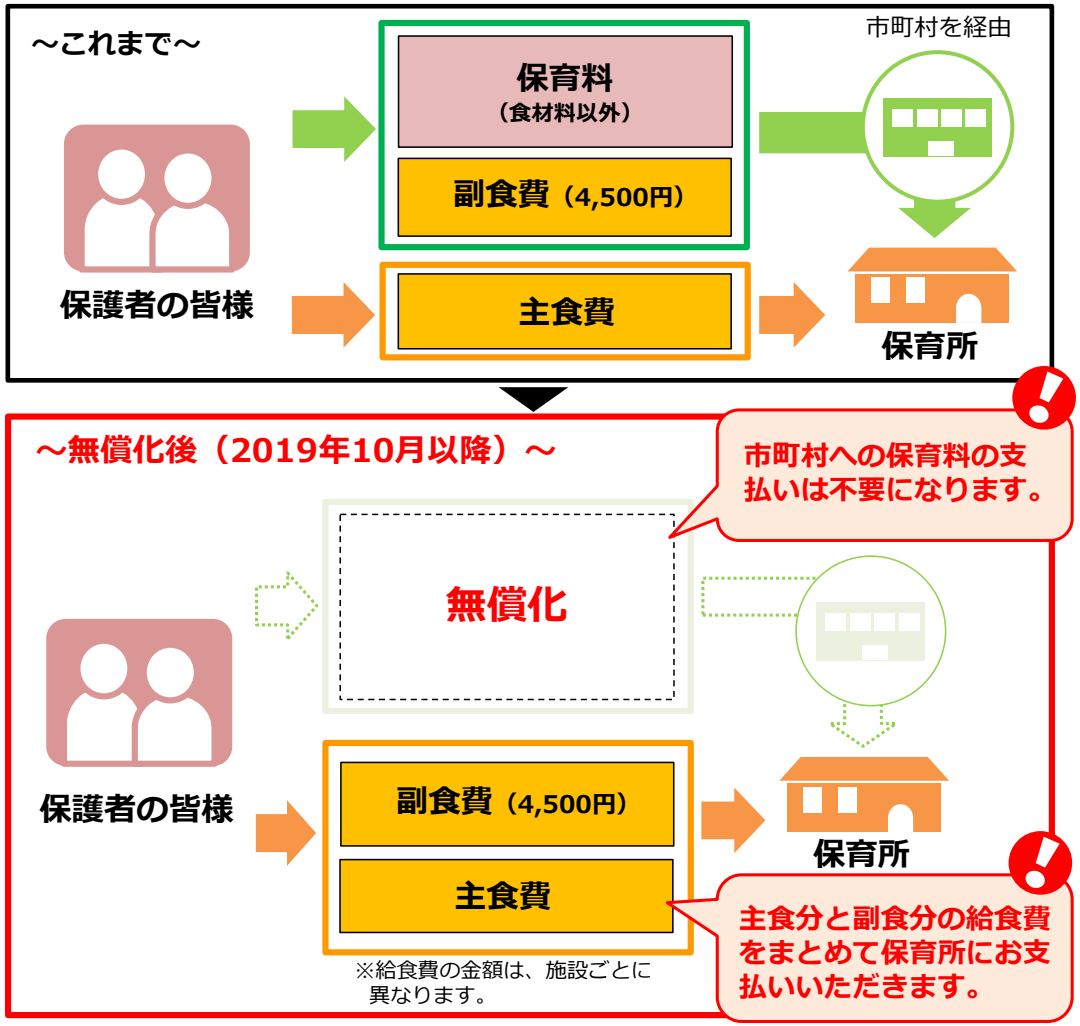

問い合わせ先：○○市　○○部　○○課
TEL：○○○－○○○－○○○○　MAIL：○○○○@○○